

登録のご案内

申請書及び添付書類(正副2通)

※提出書類は全て同一の印を使用してください。

申請書類	注意事項
1 行政書士登録申請書	<p>○「氏名・生年月日・本籍地」は、略記せずに身分証明書のとおり記入してください。</p> <p>○「住所」は県名から住民票記載とおりに、「事務所の所在地」は県名から正式な地(ハイフンの略記不可)を記載してください。</p> <p>○「住所」「事務所の所在地」が同一であっても、県名、町名、番地まで記載してください。(同上記載は不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士の資格を有する者 法2条第2号該当 ・弁理士 " " 第3号 " ・公認会計士 " " 第4号 " ・税理士 " " 第5号 "
2 本籍地の記載された住民票の写し(発行3ヶ月以内)	○必ず本籍地の記載されているもの R8.5.1以降 マイナンバーカードの写しが提出できない場合は、個人番号も記載されている住民票の写し
3 マイナンバーカードの写し	R8.5.1以降 裏表両面必要
4 マイナンバーカードの写しが提出できない場合(R8.5.1以降)	<p>○個人番号が記載されている住民票の写し(上記2と同一)</p> <p>○本人確認のため、以下のいずれか一点の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証(運転経歴証明書) ・住民基本台帳カード(写真付きのもの) ・在留カード ・特別永住者証明書
<p>※3・4は中身の透けない素材の長3以上の大きさの封筒に封入。</p> <p>※3・4以外の書類は同封しないようご注意ください。</p> <p>※3が用意できる方は、2は同封しないでください。</p> <p>※封筒の表には、「高知会」「氏名」「封筒に入れたもの」を記載してください。</p>	
5 誓約書	<p>○事務所所在地が住所と同一であっても記載してください。「同上」記載は不可。</p> <p>○氏名は必ず自署してください。</p>
6 履歴書	<p>○義務教育終了以降から空白期間のないよう記載してください。(記入見本参照)</p> <p>○必ず裏面も記載してください。</p> <p>○写真を貼付(6枚の内の1枚)</p> <p>○履歴中に公務員としての職歴があり、公務員退職3年以内の場合は「退職辞令」の原本を添付してください。</p>
7 身分証明書(発行3ヶ月以内)	○「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者である旨」の証明のみを受けたものを提出してください。
8 資格を証する書類	○弁護士、弁理士、公認会計士、税理士は各所属会の事務所所在地の記載のある証明書原本を提出してください。(発行後3ヶ月以内)
9 事務所の所在確認のための書面	○別紙のとおり
10 合同・共同事務所届出書	<p>○共同事務所(行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合)</p> <p>○合同事務所(行政書士が他士業者と同一室内に事務所を設置する場合)</p>
11 写真6枚(履歴書貼付含む)	<p>○白黒・カラーどちらでも可</p> <p>○サイズは、縦3cm、横2, 5cmで裏面に氏名、撮影年月日(撮影3ヵ月以内)を記載してください。</p>

入会に関する届出	注意事項
12 入会届	○写真は貼付しなくて構いません。
13 誓約書(様式第3号)	
14 誓約書(様式第4号)	○法人等に勤務し、事務所を別に設ける場合にのみ提出してください。
15 誓約書(様式第5号)	○法人等の事務所内に事務所を設ける場合にのみ提出してください。
16 職印届	○別紙「職印の調製について」をご覧ください。

※12～16は登録決定後の提出で構いません。

- ◎ 登録手数料・・・25,000円 登録申請と同時に支払ってください。
- ◎ 登録免許税・・・30,000円 登録申請書の所定の位置に、収入印紙を貼付してください。
- ◎ 入会金・・・150,000円 登録申請を提出される際、入会金振込口座を案内いたします。
払込を確認次第、登録の手続を開始いたします。
- ◎ 会費・・・月額5,000円 登録後(登録された月から)

お問合せ 高知県行政書士会 TEL088-802-2343 FAX088-873-4447

収入印紙
-3万円-
消印しないこと

日行連受理印

単位会受理印

様式第1号 (第2条関係)

行政書士登録申請書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
会 長

殿

氏 名

印

行政書士法第6条第1項により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

ふりがな		性別	男 ・ 女				
氏 名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日				
属 性	<input type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人						
本 籍							
住 所	(〒 -)	TEL	()				
事務所の名称	※1 (法人番号:)						
事務所の所在地	(〒 -)	TEL	()				
※2 主たる事務所の所在地	(〒 -)	TEL	()				
資 格	行政書士試験合格	都道府県	年度 第 号				
	その他資格	<input type="checkbox"/> 行政書士法第2条第 号該当 <input type="checkbox"/> 昭和26年法律第4号附則第2項該当					
行政書士以外の類似資格	1. 弁護士	2. 弁理士	3. 公認会計士	4. 税理士	5. 司法書士	6. 建築士	7. 調査士
	8. 社労士	9. 宅建士	10. 測量士	11. 不動産鑑定士	12. 海事代理士	13. その他	
過去の行政書士登録	有 ・ 無		過去の特定行政書士付記	有 ・ 無			

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること。

※2. 属性が社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士法人の従たる事務所である場合のみ記載すること。

注1: 未設立行政書士法人の社員は、設立予定である法人事務所の名称及び所在地を記載すること。

注2: 現金納付に係る領収証書による場合は裏面に貼り付けること。(2カ所に割印して提出すること。)

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

添付書類	単位会会長意見書		資格を証する書面		誓約書	
	戸籍抄本		職歴の補足資料		法第2条の2第二号証明書	
	住民票		学歴証明書		本人の写真	
	履歴書		合同・共同事務所届出書			

決裁	会 長	副会長	委員長	委 員		
点検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員	

受付番号 ()

登録免許税として
3万円分の収入印紙
を貼付すること。

収入印紙
3万円
消さないこと

誤った登録を避けるためにも、
申請書は楷書体で丁寧に記入すること。
登録内容に誤りがあった場合、有償で
の変更が必要になる場合があります。

単位会受理印

各種申請書類に使用する
印鑑は訂正印も含め、
全て同一のものとする。

様式第1号 (第2条関係)

行政書士登録申請書

令和 元年 12 月 16 日

日本行政書士会連合会
会長 殿

氏名 行政 花子

花子 (印)

属性

該当する開業
形態にチェックを
入れること。

行政書士法第6条第1項により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

本籍

本籍地で取得する
身分証明書のと
おりに記入。
登録も身分証明書
とおりになります。

事務所名称

「事務所の名称に
関する指針」に則り
行政書士事務所として
誤認や混同が生じない
名称とすること。

住所

住民票のと
おりに記入。
登録も住民票
とおりになります。

本欄は下段にある※2に該当する場合のみ記入すること。

事務所所在地

申請書に記入した
とおりに登録されます。

住民票に記載がない
ビル名等も登録する
ことが可能です。
(後に追加登録する
場合は有償)

試験合格以外の資格での
登録の際は□にチェックを入れ、
行政書士法第2条の該当資格の号数
を記入すること。

登録し業としている他の資格があれば、
○で囲むこと。その他は「会計士補」
または「測量士補」の場合に限ります。

氏名	行政 花子	性別	男 ・ 女 (○)														
生年月日	明・大・昭・平 30年 12月 1日																
属性	<input checked="" type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の社員 <input type="checkbox"/> 行政書士の使用人 <input type="checkbox"/> 行政書士法人の使用人																
本籍	東京都港区虎ノ門四丁目 (〒105-0001) TEL 03 (6435) 7330																
事務所名称	東京都港区虎ノ門4丁目1番地28号 行政書士○○花子事務所 ※1 (法人番 (〒105-0001) TEL 090 (1234																
住所	東京都港区虎ノ門4-1-28 (〒 -) TEL ()																
資格	行政書士試験合格 神奈川県 令和元年 年度 第 1 号 他資格 <input checked="" type="checkbox"/> 行政書士法第2条第 1 号該当 <input type="checkbox"/> 昭和26年法律第4号附則第2項該当																
類似資格	<table border="1"> <tr> <td>1. 弁護士</td> <td>2. 弁理士</td> <td>3. 公認会計士</td> <td>4. 税理士</td> <td>5. 司法書士</td> <td>6. 建築士</td> <td>7. 調査士</td> </tr> <tr> <td>8. 社労士</td> <td>9. 宅建士</td> <td>10. 測量士</td> <td>11. 不動産鑑定士</td> <td>12. 海事代理士</td> <td>13. その他</td> <td></td> </tr> </table>			1. 弁護士	2. 弁理士	3. 公認会計士	4. 税理士	5. 司法書士	6. 建築士	7. 調査士	8. 社労士	9. 宅建士	10. 測量士	11. 不動産鑑定士	12. 海事代理士	13. その他	
1. 弁護士	2. 弁理士	3. 公認会計士	4. 税理士	5. 司法書士	6. 建築士	7. 調査士											
8. 社労士	9. 宅建士	10. 測量士	11. 不動産鑑定士	12. 海事代理士	13. その他												
士登録	有 ・ 無 (○)	過去の特定行政書士付記	有 ・ 無 (○)														

行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること。
社員又は使用人であり、所属又は勤務する事務所が行政書士
事務所であること。
注1：未設立行政書士会連合会に加入していること。
注2：現金納付に係るものとする。

(以下 日本行政書士会連合会)

添付書類	単位会会長意見書	資格を証する書面	誓約書
	戸籍抄本	職歴の補足資料	法第2条の2第二号証明書
	住民票	学歴証明書	本人の写真
	履歴書	合同・共同事務所届出書	

決裁	会長	副会長	委員長	委員	
点検	局長	次長	課長	係長	課員

受付番号 ()

事務所の名称に関する指針

1. 「行政書士」の明示

事務所の名称中には、「行政書士」の文言を明示すること。

日本行政書士会連合会会則第 60 条の 2 により「単位会の会員は、その事務所について、他の法律において使用を制限されている名称又は行政書士の事務所であることについて誤認混同を生じるおそれがあるものその他行政書士の品位を害する名称を使用してはならない」こととされているので、「行政書士」の事務所であることを明確にしなければならない。

2. 同一名称の使用禁止

単位会の会員（個人会員及び法人会員）は、単位会の区域内で既に行政書士名簿に登録されている個人会員の事務所の名称又は行政書士法人名簿に登録されている法人会員の事務所の名称と同一の名称を使用しないこと。

また、共同事務所についても、複数の行政書士が同一の名称を使用することは受任した業務の責任の所在が不明確となるおそれがあり、利用者に不利益をもたらす可能性があることから、同一名称を使用しないこと。

※同一名称を複数の行政書士で使用する場合には法人化すること。

ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではない。

- (1) 個人開業行政書士が、その氏、名又は氏名を使用する場合
- (2) 行政書士法人が、その社員の氏、名又は氏名を用いる場合
- (3) 個人開業行政書士が、現に行政書士名簿に登録されている事務所の名称を当該会員が社員となって設立する行政書士法人の名称として使用する場合

3. 制限事項

(1) 他の法律において使用を制限されている名称

① 「法律」との文言が含まれる名称は不可とする。

(2) 他の資格と誤認されるおそれのある名称

① 他業種と誤認されるおそれのある文言が含まれる名称は不可とする。

例：「司法」「税務」等

② 行政書士個人として届け出るため、兼業者の場合であっても他資格の名称が含まれるものは不可とする。

例：「司法書士」「土地家屋調査士」「FP」（ファイナンシャルプランナーの略）等

(3) 国又は地方公共団体の機関と誤認されるおそれのある名称

① 行政の主体と誤認されるおそれのある文言が含まれる名称は不可とする。

例：「公共」「公益」等

(4) 行政書士の品位を害する名称

公序良俗に反するものは不可とする。

(5) 他者の氏、名又は氏名を使用しないこと。

他者の事務所であるとの誤認混同を生じるおそれがあるため、不可とする。

(6) 「特定行政書士」は個人の行政書士に対する一身専属性の呼称であるため、個人会員が「特定行政書士」を事務所の名称として使用することは可能だが、行政書士法人の場合、事務所の名称としてはなじまないため使用することは不可とする。

4. 行政書士法人の従たる事務所の名称

従たる事務所の名称については、主たる事務所の名称と区別するため、従たる事務所であることを示す表示（例：○○行政書士法人 ○○支店、行政書士法人○○ ○○事務所等）により行う。

5. 名称使用の責任

行政書士名簿登録後又は行政書士法人登記後の「事務所の名称」に関する問題は、自己責任とする。

名称によっては、商標権等の制限を受ける場合もあり得るので、自己の責任において十分に留意すること。

誓約書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会長 殿

住所

事務所所在地

（予定）

氏名

（自署）

印

私は、この度行政書士の登録申請をするにあたり、次のことを誓約いたします。
違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。

- 1 私は、行政書士法第2条の2に定める事項のいずれにも該当いたしません。
- 2 この度の行政書士登録申請については一切の偽りその他不正手段によるものではありません。
- 3 私は、行政書士法及び関係法令並びに貴会の会則その他規則を遵守することを誓約し、会員名簿（貴会会則第74条の3に基づき、事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表等に関する規則第2条第3号に定めるものをいう。）に掲載されることを承諾いたします。
- 4 私は、現在反社会的勢力とは一切関係を持っておらず、今後も一切関係を持たないことを誓約いたします。

《参照》 行政書士法

（欠格事由）

第2条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

- 一 未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから3年（平成20年7月1日前に刑に処せられた者については2年）を経過しない者
- 四 公務員（特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から3年（平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年）を経過しない者
- 五 第6条の5第1項の規定により登録の取消し処分を受け、当該処分の日から3年（平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年）を経過しない者
- 六 第14条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から3年（平成20年7月1日前に当該処分を受けた場合は2年）を経過しない者
- 七 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、弁理士、税理士、司法書士若しくは土地家屋調査士の業務を禁止され、又は社会保険労務士の失格処分を受けた者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの
- 八 税理士法（昭和26年法律第237号）第48条第1項の規定により同法第44条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から3年を経過しないもの

事務所の所在確認のための書面

<事務所の所有権を証する書面>

1. 事務所とする建物が自己及び親族の所有である場合

- a. 建物登記簿謄本又は家屋課税台帳登録事項証明書（建物所有者の住所・氏名の記載のあるもの）
- b. 建物所有者である親族から申請者に対して行政書士事務所として使用することの「使用承諾書」等
- c. 建物所有者がすでに死亡して、相続登記が完了していないため当該建物の現所有者が確認できない場合は、申請者から当該建物の「評価証明書」等を提出させ、納税義務者の確認をした当該納税義務者の「使用承諾書」等

2. 事務所とする建物が他人の所有である場合

- a. 建物の所有者と賃貸借、使用貸借契約をする場合
 - (1) 建物登記簿謄本又は家屋課税台帳登録証明書（建物所有者の住所、氏名の記載のあるもの）
 - (2) 建物所有者と使用者の間でとり交わされた「貸借契約書」
- b. 賃貸借人から転貸借する場合
上記（1）・（2）のほかに下記のもの
 - (1) 賃貸借人と転貸借人間で交わされた「転貸借契約書」の写し、又は「使用承諾書」
 - (2) 賃貸借人が申請者に転貸することについての建物所有者の「使用承諾書」
- c. 貸借契約に基づき、他の行政書士、その他の士業者と同一室内に事務所を設ける場合
上記書類のうち必要なもののほか、共同・合同事務所届出書

※建物が新築後で、登記も未済、市町村の家屋課税台帳にも登録されていない場合には「建築確認通知書」又は「建築検査済証」の写し

<事務所位置図>

目標となる最寄りの駅、停留所等から事務所予定地までの略図

<平面図>

類似士業の合同事務所等複数の事務所が同居するような場合には、当該申請者の位置が確認できる平面図

<法人等の建物内に行政書士事務所を設置するような場合>

行政書士の業務を行う事務所としての独立性が確保されていないと法の趣旨に反するので、行政書士事務所としての位置、区画、入口等が明確に区分された形態と確認できる下記のもの

- a. 事務所の外観の写真（事務所のある建物全体の写真及び入口付近で表札の掲示場所を表示した写真）
- b. 事務所の内部の写真（事務機器の配置がわかる写真）
- c. 内部の事務機器の配置の確認できる事務所設置見取図

使用承諾書

私（当社）が所有（使用）する下記の建物を、あなたが行政書士の業務を行う事務所として使用することを承諾します。

記

1 建物の表示 所在
構造
床面積

2 使用期間 年 月 日 から
年 月 日 まで

年 月 日

承諾者 住所

氏名

印

(所有者名又は賃借人名)

(法人の場合は代表者名)

使用者 住所

氏名

殿

共同 合同 事務所届出について

1. 共同事務所・合同事務所の区別

共同事務所・・・行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合。

合同事務所・・・行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合。

2. 共同・合同事務所届出の添付について

- 登録申請者が事務所を共同・合同事務所として使用する場合には、「共同・合同事務所届出」（別紙様式）を申請書に添付する。

3. 記載上の注意

- 申請者の㊦は変更登録申請書の場合には、職印を押すこと。
同一の事務所設置者も職印を押すこと。
- 2の欄には、登録申請者とともに業務を行う者の氏名、その士業名を記入すること。
- 3の諸経費の分担方法は、事務所使用料（家賃）・光熱費等の分担方法を記入すること。

[書式7]

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
会 長 殿

登録申請者
住 所 _____

事務所

所在地 _____

事務所電話番号 _____

氏 名 _____ ㊟

共 同
事務所届出
合 同

下記のとおり共同・合同事務所を設置いたしますので届出します。

記

1 事務所所在地

2 事務所設置者名

資 格	氏 名	職印	備 考

※職印を調製していない場合は認印を押印すること

※法人との合同事務所の場合は、法人印（法人代表者印可）を押印すること

3 事務所諸経費の分担方法

以上

[書式7]

令和 元年 12月 16日

日本行政書士会連合会
会 長 殿

登録申請者
住 所 東京都港区虎ノ門4丁目1番地28号
事務所 東京都港区虎ノ門4-1-28
所在地
事務所電話番号 090-1234-5678

氏 名 行政 花子

花行政
子印

申請書と同一の印鑑を
押印すること。

共 同
事務所届出
合 同

下記のとおり共同・合同事務所を設置いたしますので届出します。

記

1 事務所所在地

東京都港区虎ノ門4-1-28

印鑑登録がない場合を除き
職印を押印すること。

2 事務所設置者名

資 格	氏 名	職印	備 考
行政書士	行政 一郎	一 士 行 郎 行 政 印 政 書	
税理士	税理士法人 〇〇〇事務所	税理士 法人〇 〇〇印	

※職印を調製していない場合は認印を押印すること

※法人との合同事務所の場合は、法人印（法人代表者印可）を押印すること

3 事務所諸経費の分担方法

折半とする。

以上

高知県行政書士会会長 様

氏 名 印

入 会 届

高知県行政書士会会則第8条第3項の規定により、下記のとおり届けます。

記

ふりがな		ふりがな	
氏 名		職 名	
生年月日	大・昭・平 年 月 日	性 別	男 ・ 女
属 性	<input type="checkbox"/> 個人開業 <input type="checkbox"/> 法人の社員 <input type="checkbox"/> 法人又は個人開業行政書士の使用人		
事務所名称			
本 籍			
事務所の所在地	〒 — TEL — — FAX — —		
住 所	〒 — TEL — — FAX — —		
E-mail			
HP アドレス			
取扱業務			

※ 内には、該当するものにチェックを入れること。

様式第3号（第2条第2項第2号、第3条第3項第1号）

令和 年 月 日

高知県行政書士会会長 様

事務所所在地

氏名又は法人名



誓 約 書

高知県行政書士会入会にあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 法令、日本行政書士会連合会会則及び高知県行政書士会会則並びに会の総会の決議事項を遵守し、誠実に業務を行い、行政書士（行政書士法人）としての品位を保持すること。
- 2 高知県行政書士会会則に定められた会費の納入を遅滞なく行い、滞納した場合は高知県行政書士会の被った督促費用を含む一切の損害を請求されても異議はないこと。
- 3 会費の滞納が1年分以上になった場合には、氏名等を公表されても異議がないこと。
- 4 事務所の名称について、いかなる紛争がおきても責任をもって解決すること。

様式第4号（第2条第3項第1号）

【法人等に勤務しており、事務所は別の場所に設ける場合】

令和 年 月 日

高知県行政書士会会長 様

入会申請者

事務所所在地

氏 名

印

誓 約 書

貴会に入会するに当たり入会後も〔 〕に勤務しますが、法の趣旨に沿って、下記条項を遵守します。

違反した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。また、調査のため必要とする資料等の提出を貴会から求められたときは、これを提出することを誓約します。

記

- 1 事務所の入口は専用とし、表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
- 2 勤務先においては、行政書士業務を行いません。
- 3 行政書士業務は、他人に行わせず、自らの責任において受託し、処理します。
- 4 行政書士業務は、正当な理由なく遅らせたり、依頼を拒むことはいたしません。
- 5 行政書士の報酬は、行政書士として收受し、所得税の確定申告を行います。
- 6 誠実にその業務を行うとともに、行政書士としての信用又は品位を害するような行為はいたしません。

様式第5号（第2条第3項第2号）

【法人等に事務所内に事務所を設ける場合】

令和 年 月 日

高知県行政書士会会長 様

入会申請者

事務所所在地

氏 名



誓 約 書

貴会に入会するに当たり事務所を〔 〕の事務所内に設置しますが、雇用されたり名義を貸したりせず、法の趣旨に沿って、下記の条項を遵守します。

違反した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。また、調査のため必要とする資料等の提出を貴会から求められたときは、これを提出することを誓約します。

記

- 1 事務所の入口は専用とし、表札は不特定多数の人が確認できる場所に掲示します。
- 2 事務所は独立したものとし、業務内容が守秘できる構造といたします。
- 3 行政書士業務の受託及び報酬の收受は、依頼者と直接行います。
- 4 行政書士業務は、正当な理由なく遅らせたり、依頼を拒むことはいたしません。
- 5 行政書士の報酬は、自己の収入とし、所得税の確定申告を行います。
- 6 取扱業務については、行政書士法第9条に規定されている帳簿を備付けて記載します。
- 7 誠実にその業務を行うとともに、行政書士としての信用又は品位を害するような行為はいたしません。

職印の調製について

◎職印の調製は登録決定後に行ってください。

日本行政書士会連合会会則より抜粋

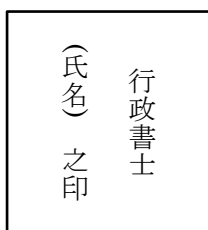
(行政書士の職印)

第 81 条 行政書士が、業務上使用する職印は、別記様式第一に準じて調製しなければならない。

2 行政書士は、法第 16 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により単位会の会員となった後、直ちに、前項の職印を押印した印鑑紙に氏名を自署して単位会に提出しなければならない。改印したときも、また同様とする。

別記

様式第 1 [第 81 条]



- ※ 丸印など、角印以外での調製は避けてください。
- ※ 収まりきらない場合に 3 行以上となるなどの、行数の多寡については問題ありません。
- ※ 大きさは自由ですが、極端に大きいものや小さいものは使い勝手が良くないため、お勧めしません。15 mm 角～20 mm 角のものが多いようですが、どの程度の大きさがいいのかわからない場合はご相談ください。
- ※ 材質は原則として自由ですが、破損・劣化の恐れが少ない材質を推奨します。ゴム印での調製はできません。
- ※ 「行政書士〇〇事務所之印」のように、登録される事務所名での作成は避けてください。
- ※ 図柄の表示、他士業の資格名の併記など、職印としてふさわしくない印影での調製はできません。

様式第6号（第4条第1項）

令和 年 月 日

高知県行政書士会会長 様

会 員 番 号

氏 名

印

職印届（個人会員用）

高知県行政書士会会則第9条第1項の規定により、下記のとおり届けます。

職 印	
--------	--

令和 年 月 日

高知県行政書士会会長 様

法人会員番号

法 人 名

(代表) 社 員

印

職印届（法人会員用）

高知県行政書士会会則第9条第2項の規定により、下記のとおり届けます。

職 印	
--------	--



個人情報保護方針

個人情報の保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）

1. 個人情報取扱事業者名の明示とその対象とする個人情報の範囲

本プライバシーポリシーは、日本行政書士会連合会（以下「本会」といいます。）が収集し利用する全ての個人情報をその対象として、本会の個人情報保護に関する基本的な考え方をご説明するものです。

2. 対象とする個人情報の利用目的

本会は、以下の利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱うことはいたしません。

(1) 行政書士名簿の登録情報及び行政書士法人名簿の社員又は使用人である行政書士の登載情報は、行政書士法（以下「法」という。）及び本会会則等の規定に基づき、登録手続及び行政書士名簿の作成並びに行政書士法人名簿の作成に使用するほか、以下に定める目的でこれを利用します。

- 1) 各種研修の受講及び電子証明書を含む各種証明書の発行に伴う行政書士の登録及び行政書士法人の届出の状況確認
- 2) 会議や催し物等に関する連絡及び会報の送付先管理
- 3) 法に規定する報酬額統計調査等の統計資料の作成
- 4) 役員名簿等、各種名簿の作成
- 5) 行政書士の顕彰、福利厚生及び共済事業に関する事務

(2) 事務局職員及び契約社員等従業者に関する雇用及び人事管理等に関する情報は、給与計算を含む人事管理及び福利厚生等を行う目的でこれを利用します。

(3) (1) 及び (2) のほか、本会会則に定める事業目的を達成するため必要な範囲内でこれを利用します。

3. 第三者提供の有無

本会は、あらかじめ本人の同意を得ずに、個人情報を第三者に提供・開示いたしません。

4. 委託先への監督

本会は、個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取り扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検等を行います。

5. 安全管理措置の実施

本会は、本会が取り扱う個人情報につき、必要に応じて、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を実施し、個人情報に対する不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止すると同時に、万一事故が発生した場合でも、事実関係等を本人に速やかに通知する等迅速かつ適切に対処して、事故の再発の防止等、その是正のため最大限努力します。

6. 法令及び規範等の遵守

本会は、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づく関係ガイドライン等の規範を遵守いたします。

また、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を明確化するために「個人情報保護規則」を制定し、これを役員及び職員等に対して遵守させます。

7. 個人情報保護体制の継続的改善

本会は、本プライバシーポリシー及び個人情報保護規則を適宜見直し、その全部又は一部を改訂することがあります。本会がこの改訂を行った場合は、その旨を本プライバシーポリシーに明記する他、本会のホームページ等でも公表することとします。

8. 保有個人データの開示請求等

本会の保有個人データに関しては、個人情報保護法の規定に基づき、当該個人データの本人（代理人を含みます。）に限り、（1）利用目的の通知、（2）開示、（3）訂正・追加・削除、（4）利用停止・抹消、（5）第三者提供の停止、を請求することができます。

なお、（1）利用目的の通知、及び（2）開示の請求については、手数料をいただきます。

[手続の詳細](#)

9. ご意見及び各種問い合わせ先

本プライバシーポリシーをはじめとする本会の個人情報の取扱いに関するご意見及びお問い合わせ等に対しては、迅速かつ適切に対応いたします。

また、開示請求等の各種手続やその手数料に関するお問い合わせについても、以下の窓口で受け付けます。

【ご意見・お問い合わせ先】	
日本行政書士会連合会 個人情報保護相談窓口	
電話：	03-6435-7330
FAX：	03-6435-7331
E-Mail：	nichigyoren@gyosei.or.jp
受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00（土・日・祝日は休み）	

10. 作成及び改訂年月日

(1) 平成17年2月24日作成

(2) 平成26年10月30日電話・FAX番号変更

> [手続の詳細～保有個人データの開示等請求～](#)

> [個人情報保護規則に基づく各種請求処理手数料明細](#)